

○福島市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定取消し等の処分に関する要綱

平成 27 年 1 月 30 日 水道局要綱第 8 号
改正 平成 28 年 3 月 31 日 水道局要綱第 6 号
改正 令和 4 年 4 月 1 日 水道局要綱第 29 号
改正 令和 7 年 4 月 1 日 上下水道局要綱第 3 号
改正 令和 8 年 4 月 1 日 上下水道局要綱第 14 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、福島市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年水管規程第 2 号。以下「規程」という。）第 8 条及び第 9 条の規定に基づき、給水装置工事の適正な施行を確保するため、福島市上下水道局指定給水工事事業者（以下、「指定工事業者」という。）の指定取消し等に係る事務処理について必要な事項を定めることを目的とする。

(処分等)

第 2 条 指定工事業者の指定取消し等に関する基準は別表のとおりとする。なお、指定の要件を欠くに至ったとき、又は当該違反行為が故意かつ悪質なものと認められるとき、又は重過失と認められるときは、指定を取消すものとする。

- 2 前項において付された処分は、処分された日から 2 年を経過した日をもって消滅する。
- 3 同時に 2 以上の違反行為があったときは、当該違反内容ごとに規定する処分内容のうち最も重い処分を行うものとする。
- 4 指定を取消され、その取消の日から 2 年を経過しないものが給水工事の施行を行った場合は、永久に指定を受けることができない。
- 5 指定を停止され、その停止の日から 2 年を経過しないものが再度指定停止に該当する違反行為を行ったときは、指定を取り消すことができる。

(違反行為の調査、報告等)

第 3 条 給水課長は、指定工事業者が違反行為を行った疑いがあるときは、その事実関係の調査を行わなければならない。

- 2 給水課長は、前項の調査において違反行為の事実が認められたときは、当該違反者に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導しなければならない。
- 3 給水課長は、当該違反者からてん末書の提出を求めるとともに、違反行為報告書（様式第 1 号）を作成する。

(文書による注意)

第 4 条 給水課長は違反行為の内容を検討し、行政処分は要しないが、違反行為の再発を防止するため注意を促すことが必要と認めるときは、文書による注意（様式第 2 号）又は警告（様式第 3 号）を行うことができる。

(報告)

第 5 条 給水課長は違反行為の内容を検討し、行政処分が必要と認められるときには、福島

市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に報告し、福島市上下水道局指定工事事業者審査委員会（以下「委員会」という。）開催の要否について、意見を具申することができる。

（意見陳述のための手続き）

第6条 管理者は、違反行為の内容が行政処分に相当すると認めるときは、委員会の開催前に、当該処分の名あて人になるべき者に対して、指定を停止する場合にあっては弁明の機会を付与し、指定を取消す場合にあっては聴聞の手続きを行うものとする。

2 弁明の機会の付与にあっては、当該違反者に対し、弁明の機会付与通知書（様式第4号）による弁明書の提出を求めるものとする。

3 聴聞の実施にあたっては、当該違反者に対し、聴聞通知書（様式第5号）により、通知するものとする。

4 聴聞は給水課長が主宰する。

5 聴聞を終結したときは、給水課長は速やかに聴聞調書（様式第6号）、聴聞結果報告書（様式第7号）及び処分案を作成し、管理者に報告するものとする。

6 その他意見陳述のための手続きに関しては、行政手続法（平成5年法律第88号）、福島市行政手続条例（平成8年条例第1号）及び福島市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成8年規則第26号）に定めるところによる。

（委員会による審査）

第7条 委員会は第3条第3項の報告及び前条の内容その他必要と認められる事項を考慮し、処分等について審査を行う。

2 委員会は、違反行為の内容に情状酌量すべき特段の理由があるときは、処分を軽減又は免ずることができる。

（不利益処分の通知）

第8条 管理者は不利益処分を決定したときは、被処分者に対して不利益処分通知書（様式第8号）により、当該処分等の通知を行うものとする。

2 管理者は、前項に規定する通知を行ったときは、速やかに告示及び広報を行うものとする。

（処分の効果）

第9条 指定の停止又は取消しの処分を受けた指定工事業者は、当該処分期間中、本市水道事業の給水区域内において新規に給水装置工事を施行することができない。ただし、当該処分の期日の開始の前日において既に施行しているものを除く。

（給水装置工事主任技術者に対する措置）

第10条 管理者は、水道法（昭和32年法律第177号）第25条の4に定める給水装置工事主任技術者に、法に違反する行為があったと認めるときは、その旨を国土交通大臣に報告するものとする。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年水道局要綱第 6 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。